

【論文】

「新から旧への原則」と指定

上林 洋二

'Newsworthy First' Principle and Specification

Kambayashi, Yoji

「AがBだ」という形の文を「指定文」と呼んだが、実は指定文はガ格に限らず、他の格に関するものも存在する。指定ということに関してガ格と他の格とで差がある、つまり、指定文においてガ格の名詞句は必ず指定項になるのに対し、他の格はそうとは限らないという違いがあるように一見思われるが、実はその見かけの差は「新から旧への原則」を仮定することによって、つまり文頭にあるものが指定項、すなわち焦点と解釈されやすいと考えることによって、解消される。また「AがBだ」という形の文は必ず指定文であるかのように考えられてきたが、そうとは限らない。「AがBだ」が特別な形ではなく、他の文と同じく中立叙述の可能性もあるが、「新から旧への原則」や他の条件が加わることにより、指定文と解釈されやすいと考えることによって、統一的な説明ができる。

キーワード：指定文、文頭、ガ格、新、指定項

1.

筆者は上林(1988)で、日本語のコピュラ文を三つに分け、「AはBだ」の形の文を措定文、「AがBだ」を指定文、これに対応する「BはAだ」という文を倒置指定文と呼んだ。これは一つは表面上は同じ「○は△だ」という形の文に、まったく違う指定文と倒置指定文の二つがある、そしてそのうちの后者しか「△が○だ」と同義にならないということを強調

したいがためであった。

しかし、実は「AがBだ」という形の文を指定文と呼ぶのはミスリーディングであった。指定文は「AがBだ」という形に限らないし、また逆に「AがBだ」という形の文が指定文とも限らないのである。

本稿では「指定」という概念を再検討し、一つの原則を仮定することによって、指定に関してガ格と他の格とを統一的に扱う可能性をさぐる。

2.

上林(1988)では触れていないが、そのもとになった上林(1984)ではガ格以外の「指定文」についても1節を当てて(3章1節)考察しておいた。そこでの議論を簡単に振り返っておく。

「措定」と「指定」という術語の出典となった三上(1953; 44-46)にも、指定文の例として

- (1) 君の帽子はどれです?
- (2) 幹事は私です

などと一緒に次のようなものがあがっている。

- (3) ……皆が……忍び押さえていたのは……血気をであった。

そして、これの「指定以前のセンテンス」として

- (4) どれが君の帽子です?
- (5) 私が幹事です

と共に

- (6) 皆が血気を忍び押さえていた。

があげられている。

ここで(1)や(2)を「指定文」と呼ばずに「倒置指定文」とし、(4)や(5)を「指定文」と呼んだ理由は上林(1988)で述べておいたのでくり返さないが、実は上林(1984)では(3)も「倒置指定文」、(6)も「指定文」と呼んでいたのである。

むろん、(6)の形はいわゆる「中立叙述」の文とも解釈できるが、「中立叙述」なのか「指定」なのか形だけでは決まらないことは、ガ格の場合も起こることで、早くから指摘されていたことであつた。例えば久野(1973; 33)では

(7) a. 太郎が死んだ。[中立叙述]

b. 誰が死んだか。

太郎が死んだ。[総記]

のような例をあげて、「[ガ]は総記と中立叙述の二義をとり得る」と述べられている。「総記」という術語が非常にミスリーディングであること、そして従来「総記」と呼ばれていたものの本質が「指定」にあるということは上林(1988)に述べておいた。つまり、(6)や(7b)のような例文の解釈を筆者流に述べ直せば、指定文とは「AがBだ」のような形のいわゆる「コピュラ文」に限らず、動詞文でも指定文になり得るということである。

そして「中立叙述」と「総記」の二義があるのはガ格だけに限らず、格助詞一般にあてはまることだということも、多くの人から指摘されてきたが、それは結局(6)が(3)と同義の指定文にもなり得るということである。

要するに、「指定文」とは「AがBだ」の形の文において「A」を指定項とするものに限るのではなく、動詞文においても、格助詞つきの名詞ならいづれの名詞句を指定項にする指定文としての解釈も可能だということである。

ガ格以外の指定ということに一つ付け加えておけば、ガ格においては倒置指定文「BはAだ」において、元来「A」の後ろにあったはずの格助詞が必ず消去される、つまり「BはAがだ」という形は許されないが、他の格助詞では消去されずに残ってもよい、つまり

(8) a. 太郎が殴っているのは次郎だ

b. 太郎が殴っているのは次郎をだ

のどちらの形も許されるということである。ということは、ガ格の場合と

違って、(8b)のように、倒置指定文でも、措定文と形の上からだけで区別することができる場合があるということである。

例えば、太郎が男を殴っているのが見えて、あの男の名前は何というのかと聞かれた場合には(8a)は用いられるが、決して(8b)は用いられない。このとき(8a)は措定文だからである。

一方、太郎と次郎と三郎がいて、太郎が誰かに殴りかかろうとしているのは見えたが、どちらを殴っているのかよくわからなくて、「どっちを殴っているんだ」と聞かれた時には返事は(8a)でも(8b)でもよい。この場合は倒置指定文だからである。

二格でも事情はまったく同じである。

(9) a. 太郎が話しかけているのは次郎だ

b. 太郎が話しかけているのは次郎にだ

太郎が誰かに話しかけていて、その男をさして名前を尋ねられた場合には(9a)は用いられるが、(9b)は用いられない。このとき(9a)は措定文だからである。それに対して、太郎が何か話しているのは見えたが、まわりに人がたくさんいて、誰に向かって話しているのかよくわからない、いったい誰に話しているんだと聞かれた時には(9a)でも(9b)でもよい。この場合は倒置指定文だからである。

3.

さて、以上見てきたことからすると、指定ということに関して、ガ格と他の格とに何ら本質的な差がないように思われる。確かに倒置指定文において「BはAがだ」のガが必ず消去されるということはあったが、これは例えば「太郎がも」はだめだが、「太郎をも」のヲや「太郎にも」のニはあってもよく、「太郎からは」のカラはないとあまりよくないというような、副助詞との接続などにも見られる、格の間の優位性の順序の問題に過ぎない。さらに、このような「主格>対格>与格>奪格……」のような

格相互の優位性の順序というのは、日本語以外の多くの言語でも認められる、普遍的なものであるということも指摘されている。

しかし、それではおよそ格助詞には中立叙述と指定との二つがあるだけ述べて、このことに関してガ格と他の格にまったく差がないかという、一つ問題になることがある。それは次のような現象である。

- (10) a. 太郎は誰を殴りましたか。
- b. 太郎は次郎を殴りました。
- c. ??太郎が次郎を殴りました。
- (11) a. 誰が次郎を殴りましたか。
- b. 太郎が次郎を殴りました。

(10)のようなヲ格名詞句を指定項とする文においては、指定項以外の名詞句である「太郎」にガをつけてはいけない、つまりガという格助詞は指定文の場合、指定項以外の名詞句に接続してはいけないが、それに対して(11)から明らかなように、ヲや他の格助詞は指定文の指定項以外の名詞句に接続してもいっこうに差し支えがないということである。

こういう現象があるからこそ、従来ガは「新情報」を表すと言われてきたのであろう。中立叙述か、指定文の指定項としてしか現れないからである。一方、例えばヲが「新情報」を表すとは言われなかったのは、中立叙述、指定文の指定項以外に、(11)のような場合があるからである。つまりこのような場合にはヲが「旧情報」を表すと考えられていたわけであろう。

ガが新情報を表すなどという言い方が到底受け入れられないものであることは、西山 (1979)、西山&上林 (1985)、上林 (1988) などで詳しく述べてあるのでくり返さないが、とにかく(10)(11)のような現象があれば、「指定」ということに関してガと他の格助詞がまったく差がないとは言いきれないことになる。

しかし、本稿ではこれを情報構造上の原理と考えられていた一つの原則(便宜上「新から旧への原則」と呼んでおく)をからませて説明することによって、ガ格と他の格とに本質的な差がないということを示したい。

4.

まず、西山 (1979)、西山&上林 (1985)、上林 (1988) などで強調したことはあるが、混乱を避けるために「旧情報」「新情報」という概念について、もう一度確認しておく。これに類した概念は欧米の文献を見ても、例えば Given—New、Old—New、Topic—Comment、Pre-supposition—Focus、Theme—Rheme 等々、実に様々な術語が様々な人によって様々な意味で用いられていて、一概には言えないのだが、大きく分けてかなり異なった二つのものがある。

一つは、談話に既出の要素か否か、聞き手が知っている要素か否かという概念である。Prince (1979)、Gundel et al. (1993) などに見られるのがそれだが、ここで彼らがこういった概念を用いて分析しようとしているのは、指示表現の用法である。つまり、同じ指示対象を“that man”と呼ぶのか、“this man”か、あるいは“he”と呼ぶのかという問題に、この概念が関わってくるのである。日本語でもこの概念はやはり指示表現に、つまり「その人」と呼ぶか「あの人」と言うか、あるいは「田中さん」というか「田中さんという人」と言うかに関わってくると思われる。

しかし、もう一つ、Reinhart (1982) などによって aboutness と呼ばれているものがあって、これは前者とはまったく別の概念であることを Reinhart は強調している。そして、(Reinhart はむしろそんなことは述べていないが) 日本語のハとガに関わる概念はこちらの方だけである。西山 (1979; 135) で「文の焦点に対する前提をあらわす命題こそ旧情報であり、その焦点を既知あるいは未知の要素と等号で結んでできた命題が新情報である」と述べているのも、結局、それまでの研究で用いられていたのはこちらの方の概念であるということを指摘したことであった。そしてハとガの問題を扱うときに、前者の概念はまったく役に立たないということは、西山&上林 (1985)、上林 (1988) で繰り返し述べてある。以下の

議論でも「新」とか「旧」とか言うときには、この後の方の意味で用いることにする。

さて、談話文法と呼ばれる分野において、語順というのは必ず「旧から新へ」という原理に従っていると主張されていた時期があった。すでに西山(1979)、西山&上林(1985,48)ではその原理が疑わしいとしているが、言語類型論的な研究が進むにつれて、その原則が成り立たないどころか、逆に「新から旧へ」という原則が存在する言語があるということが分かってきた。Mithun(1992)はそれを明確に主張した論文だが、そこで言われている「Newsworthyなものを先に言え」という原則は、実はそこで例としてあげられている幾つかの言語に限ったものではなく、およそ人間の心理として自然なことでもあり、かなり普遍的なものではないかと思われる。むしろ一方では従来言われていた「旧から新へ」という原則も、人間心理の一面として自然なことでもあり、この矛盾する二つの原則がどのように関わるかは難しい問題である。また、語順というものを決める要因はたくさんあって、この原則が他の要因とどのように関わり合うか等々、考えなければならない問題は数多いが、以下では一応この「新から旧への原則」を仮定することによって、指定文の問題を据え直す可能性を追求することにする。

5.

久野(1973:215-6)は、以下のような例をあげて

- (12) ??太郎がいつ来ましたか
- (13) ??太郎がどこに立っていますか
- (14) いつ太郎が来ましたか
- (15) どこに太郎が立っていますか

上のか(12)(13)の文がぎごちないのは、「いつ」とか「どこに」とかいった疑問詞を含む文は疑問詞以外の部分が旧情報であるのが普通なのに、ガの使

用が「太郎」が新情報であることを表し、その二つが矛盾するからである、ところが、(14)(15)が極めて自然な疑問文なのは

(16) いつ [太郎が来ました] sか

(17) どこに [太郎が立っています] sか

のような句構造を持つ、すなわち「いつ」や「どこに」が文頭に移ると残りの部分が従属文的性格を持ち、従属節においてはガは新情報を表すとは限らないからである、と説明している。

しかし、疑問詞が文頭に出ると残りの部分が従属節になるというのもあまり説得的でないし、何よりガが新情報を表すという説明には根本的な欠陥があることは西山 (1979)、西山&上林 (1985)、上林 (1988) で述べてある。

ここで(12)や(13)が不自然な文だということは、3節で述べた、ガは他の格と違って、指定文においては指定項以外の名詞句に接続できないということだが、それが(14)や(15)だと自然になるということは、実はガでも文頭でなければ指定項以外の名詞句に接続できるのではないかという可能性を示唆する。3節の(10)と(11)で見たガとヲの違いは、実はガを伴う名詞句が文頭にあり、ヲを伴う名詞句は文頭にないという、ただそれだけの違いであったかもしれない。

はたして、

(18) a. 太郎が殴ったのは誰ですか？

b. 次郎を太郎が殴りました。

(19) a. どこから富士山が一番よく見えますか？

b. この地点から富士山がよく見えます。

などは (10c) に比べてかなりよい文だと思われる。いわゆる「二重主格」における「小主語」が指定項にならなくてもよいのも、これの延長線と考えられる。

(20) a. どの動物が一番鼻が長いですか？

b. 象が鼻が長い

また逆に、ガ以外の格も文頭に来れば、指定文の指定項以外の名詞句とは解釈しにくい。

- (1) ??次郎を誰が殴りましたか？
- (2) ??次郎に誰が会いましたか？
- (23) a. 次郎を殴ったのは誰ですか？
b. ??次郎を太郎が殴りました。
- (24) a. 次郎に会ったのは誰ですか？
b. ??次郎に太郎が会いました。

以上の観察が正しければ、次のように結論づけることができる。ガでもそれ以外でもとにかく格助詞が接続した名詞句には中立叙述の場合と指定の場合があるが、文頭に出た場合には指定の意味になりやすい。指定文の場合には文頭の格助詞つきの名詞句は必ず指定項になる。

そしてなぜ文頭に出た場合、指定の意味になりやすいかと言えば、そこに「新から旧への原則」が働いていると考えられる。つまり指定項は焦点であるので、前に出せというわけである。

6.

このように「新から旧への原則」を用いることによって、指定文における指定項以外の名詞句に接続しない格助詞はガだけであるということを否定して、ガ格と他の格との間に本質的な差を認めなくてすむということを考えたわけだが、実はこれによって、もう一点ガ格と他の格との差をなくすことができる。

従来、

- (25) 太郎が社長だ。

のような文は中立叙述にはなり得ず、必ず「総記」の解釈を受けるとされてきた。

上林 (1988) でも「A が B だ」の形の文を「指定文」と呼び、これは

指定の解釈しかないような書き方をしている。しかしこれは先にも述べたように、「○は△だ」という形の文には指定文と倒置指定文というまったく異なった構造を持つ二種類があることを強調したいがために、こう言ったのであって、実は「A が B だ」という形の文にも中立叙述文は存在する。

すでに久野 (1973) でも述語が「恒常的状态」を表す場合には必ず「総記」になると言いながら

(26) 空が青いね。

(27) 大変だ。太郎が病気だ

のような中立叙述の例を出して、これらは「一時的状態」だと説明している。しかし「青い」という形容詞が「一時的状態」を表すと言うのなら、「恒常的状态」と「一時的状態」との区別ははっきりしないことになる。

これはむしろ、動詞文でもコピュラ文でもすべて中立叙述にもなるし、格助詞を伴った任意の名詞句を指定項とする指定文にもなり得ると一般化しておいて、あとは文頭に来た場合は指定の解釈を受けやすいとか、述語の性質等もろもろの条件によって指定の解釈が強くなるといった風に考えた方がよいのではないか。そうすれば(25)のような形の文は必ず指定文になる、つまり他の格と違ってガには形だけで指定と決まる場合があるということをおぼえずにすむことになる。

また「A が B だ」という形の文と「B は A だ」という文が必ずしも同義でないと言われることもあるが、後者は(むしろ)指定文でなければ必ず指定の意味なのに対して、前者は指定文とは限らないので、両者にずれが生じるのは当然のことなのである。このことに関しては稿を別にして論じたい。

〈参考文献〉

Gundel et al. (1993) "Cognitive status and the form of referring expressions in discourse" *Language*

「新から旧への原則」と指定

- 上林洋二 (1984) 「措定と指定——ハとガの一面」筑波大学修士論文。
- 上林洋二 (1988) 「措定文と指定文——ハとガの一面」『文芸言語研究言語篇』14。
- 久野璋 (1973) 『日本文法研究』大修館書店。
- 三上章 (1953) 『現代語法序説』刀江書院。
- Mithun, M (1992) “Is basic word order universal?” in Payne, D(ed)
Pragmatics of Word Order Flexibility
- 西山佑司 (1979) 「新情報・旧情報という概念について」『日本語の基本構造に関する理論的・実証的研究』
- 西山佑司&上林洋二 (1985) 「談話文法は可能か」『明確で論理的な日本語の表現 (最終報告)』
- Reinhart (1982) “Pragmatics and linguistics: an analysis of sentence topics” IULC